

條院の御時などたびくなりしかど、此度のやうにあへなきやうなし、おりさせ給はんことも、  
ためしにもなりぬべきことをおぼしめすことわりになん、かゝるほどに御こゝち例ならずの  
みおはします、うちにもものゝさとしなど、うたてあるまであれば、御物忌がちなり、年はいくば  
くもあらねば、こゝろあわたしきやうなれど、いと惱ましくおぼしめさるゝにぞ、いかにせま  
しとおぼしやすらはせ給ふ、まはすの十日、月のいみじうわかきに、うへの御局にて、宮のおま  
へに申させ給ふ、

心にもあらでうき世にながらへば戀しかるべきよはの月哉、長和五年正月十九日御讓位、  
略

〔百練抄<sup>十三</sup>後堀河〕貞永元年十月二日、於前關白<sup>藤原</sup>里第被定讓位事、依應德河<sup>白</sup>例也、權中納言定  
家注出寛平國史、今度依可追彼例云々、四日、有讓位事、依彗星之變爲攘也、

〔増鏡<sup>三</sup>藤三〕貞永元年になりぬ、十月四日おりぬさせ給ふ、御なやみおもきによりてなりけり、こぞ  
の二月、後の宮の御腹に、一の御子<sup>四</sup>いでき給へりしかば、やがて太子に立せ給ひしぞかし、う  
へ<sup>堀河</sup>はおりさせ給ひて、その七日やがて尊號あり、御なやみ猶おこたらず、大かた世も靜なら  
ず、この三年ばかりは天變まきり、なるふりなどしてさとしまげく、御つゝしみおもきやうなれ  
ば、いかおはしまさんと、御心どもさわぐべし、<sup>略</sup>節

〔増鏡<sup>八</sup>飛鳥川〕大かた今年<sup>十年</sup>文永は、なるまげくふり、世の中さわがしきやうなれば、つゝしみおぼ  
されて、十月十五日より、圓滿院の二品親王内にさふらひ給ひて、尊星王の御修法つとめたまふ  
に、廿日のよひ、二の對より火いできたり、あさましどもいはむかたなし、上下立騒ぎのゝしるさ  
ま思ひやるべし、<sup>略</sup>中<sup>上</sup>山<sup>龜</sup>は腰輿にて押小路殿へ行幸なりぬ、法親王は修法のつよきゆゑに、  
かゝる事はあるなりとぞのたまはせける、この四月に御わたましありつるに、いくほぞなうか